

## 1. 新型コロナウイルス感染症に関する対策の具体化

### ○感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬・ワクチン等の開発

- ・治療薬・ワクチン等の研究開発を最優先の課題として位置づけ、その開発を加速。

### ○雇用の維持と事業の継続

#### ①民間金融機関の無利子・無担保化スキームの導入

- ・リーマンショックを含め、従前、無利子・無担保融資は政策金融機関のみで対応してきたが、現状、日本政策金融公庫の窓口が混雑し、融資決定までの所要時間が心配。
- ・民間金融機関が融資するには事業者に応じて金利が異なり、民間金融機関のモラルハザード回避のため、政府の利子補給による無利子・無担保融資がこれまでは存在しなかった。利便性向上を図るため、この点を乗り越え、政策金融機関だけでなく、民間金融機関(地銀、信金・信組等)でも無担保・無利子で融資を受けられるよう、都道府県の制度融資等を活用し、対応を図るべきではないか。

#### ②中小・小規模事業者が事業を持続するための給付金制度の創設

- ・地方などでは、借入をしても返済の目途が立たないため、借入れをせず、短期的なキャッシュフローの不足により、事業を持続できなくなる事業者が続出するおそれ。
- ・上記の無利子・無担保融資に併せて、事業継続に貢献する資金として、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対しては、給付を行うべきではないか。

#### ③雇用調整助成金の拡充

- ・いわゆる非正規職員の方々にも、正規職員と同様の措置が受けられるよう、一般会計予算を活用して、雇用調整助成金と類似の措置を実施していくべきではないか。
- ・併せて、リーマンショックのときの経験を基に、厳しい状況にある事業者が雇用の維持を図ることができるよう、雇用調整助成金の拡充を図るべきではないか。

### ○次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

- ・感染症の流行収束を見据えて官民一体型のキャンペーンを準備し、甚大な影響を受けている観光・運輸・旅館業、飲食業、イベント・エンターテイメント事業を対象として、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出すため、クーポン・ポイント等を発給する大規模な支援策を準備すべきではないか。

### ○強靱な経済構造の構築

#### ①生産拠点のサプライチェーン対策

- ・日本企業がサプライチェーンの日本国内への内製化を推進するため、マスク・防護服などの緊急時に必要となる医療・健康用の消費財や、サプライチェーン上欠くことができない部品について、その生産工程を国内に回帰させるため、国内での生産拠点の新設・増設を補助するべきではないか。
- ・日本国内への内製化が難しい場合、特定国への依存度を低減させるため、その生産工程を特定国以外の海外国に設置し、かつ、その工場生産された製品を日本に輸入する場合に限定して、特定国以外の海外での生産拠点の新設・増設についても、補助するべきではないか。

#### ②テレワーク、遠隔教育などICT等による非接触・遠隔サービスの活用

- ・感染拡大防止の観点からも、テレワーク、遠隔教育、遠隔健康医療相談などを促進するため、企業の設備投資を税制・予算措置を集中投下して促進するべきではないか。

## 2. いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進

- ・2030年頃には、次の世代の移動通信システムとして、いわゆる6G(ビヨンド5G)が導入される見込み。5G、ポスト5Gを超える超大容量、超低遅延、超多数同時接続、超低消費電力、超安全・信頼性などの特徴を備えるSociety5.0時代の重要インフラ。
- ・これに併せ、オール光ネットワーク、低消費電力半導体、量子暗号など、その実現のカギを握る先端技術の研究開発を加速すべきではないか。
- ・国が整備する実験施設の内外企業への開放等を通じた研究開発初期段階からの国際共同研究を推進し、我が国企業が有する技術の国際標準への反映を進めるべきではないか。また、グローバルな官民連携の体制を整備するべきではないか。

### 3. オープン・イノベーションの推進

- ・既存企業がイノベーションを成功させるためには、①新規事業の実験と行動(知の探索)と、②既存事業の効率化と漸進型改善(知の深化)の両者を同時に行う「両利き経営」(オライリー&タッシュマン(2016))が必要との指摘がある。
- ・大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」を行うべく、①スタートアップ企業のM&Aなどによる連携促進や、②スピンオフ(※)を含む事業再編を行いやすくするための環境整備を図る必要があるのではないかと。(※)子会社の株式を株主に譲渡することにより会社を分離する方式。

#### ○大企業とスタートアップ企業の契約ガイドラインの策定

- ・スタートアップ企業が大企業から片務的な契約上の取り決めを求められることが多いことを踏まえ、大企業とスタートアップ企業の連携の環境整備が必要。
- ・大企業とスタートアップ企業が共同研究を行う際は、①秘密保持契約、②技術検証契約、③共同研究契約、④ライセンス契約と、共同研究の進捗に応じて契約が締結されるが、例えば、秘密保持契約においては、大企業側の秘密情報しか管理の対象とされず、スタートアップ企業のノウハウを元に大企業に製品開発を勝手に実施されてしまう事例が存在。
- ・秘密保持契約では、大企業側のみならずスタートアップ企業側の情報も秘密情報として管理すべきであると契約に明記するなど、各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法上問題となり得る事例(※)を整理したガイドラインを策定すべき。(※)例えば、優越的地位の濫用や拘束条件付取引(相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけた取引)に該当し得るものを整理。
- ・併せて、法務部門が脆弱なスタートアップ企業が、上述のような問題に適切に対応できるように、標準的なモデル契約書を作成すべき。

#### ○事業再編促進のための環境整備

- ・利益率の向上に向けて、「売上原価・製造原価の削減」や「販売管理費の削減」を挙げる企業は多いが、「事業ポートフォリオ(事業の組合せ)の見直し」を挙げる企業は少ない。日本企業は、貴重な経営資源が旧来事業の温存に振り向けられてしまうおそれ。
- ・こうした状況を踏まえ、スピンオフを含む事業再編を促進するため、実務指針を策定して対応を促すべき。

### 4. 学校現場におけるオーダーメイド型教育(ギガ・スクール)

- ・現行制度上(学校教育法施行規則)においては、各教科につき、学年ごとの標準となる授業時間を定めている(「標準授業時数」)。
- ・先端技術の活用(例:AIドリル)により個別最適化した学びが可能となることを踏まえ、各教科毎の標準的な年間の授業時間にかかわらず、特定科目の授業時間を柔軟に増減できるよう、検討を進めるべきではないか。
- ・学校が、例えば1年間、無料で様々なソフトウェアを試験導入できるよう支援策を準備すべきではないか。
- ・また、STEAM学習(※)を進める上で、具体的な課題を提示し、教科横断的な教育を学習するためのコンテンツを開発すべきではないか。  
(※) Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)等の各教科での学習を現実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。
- ・現在、学習者用デジタル教科書の使用については、現行制度上(学校教育法施行規則に基づく告示)により、各教科の授業時数の2分の1未満との基準があるが、1人1台端末環境の整備も踏まえ、総授業時数の2分の1未満とするなどの見直しを図るべきではないか。
- ・教育現場のデジタル化対応に合わせて蓄積される学習データにつき、将来的な教育ビッグデータの利活用を見据え、データフォーマットの標準化や利活用のルール整備についても検討すべきではないか。

### 5. 雇用を守るために期待される人材像と育成

- ・リーマンショック後、日本では製造業、建設業で就業者数が大きく減少し、米国でも卸売・小売業、製造業が大きく減少。
- ・他方、米国においては、読解力や表現力など基礎的な能力を重視する職業の就業者数はリーマンショック後も増加し、創造性を重視する職業の就業者数は全職業の就業者数より減少率が小さかった。今回の景気状況に鑑み、就業可能性の高いこれらの教育により一層ウエイトを置くべきではないか。
- ・大企業に囲い込まれている20代から30代前半の社会人に対して、創造性を磨き直し、ステップアップするためのリカレント教育の機会を提供することが必要。
- ・このため、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラム(※)を開発し、実践する大学等の拠点を早急に構築するため、集中的かつ中長期にわたる支援を行うべきではないか。  
(※)企業と連携したプロジェクト型の授業を中心とする少人数プログラムであること、アイデアの具体化に必要な最新のIT・テクノロジーを活用できる環境が整備されていること、海外・国内のアート系大学との連携による最新の教育手法を反映したプログラムであることなどを具備する教育プログラムを想定。多様なバックグラウンドを持つ社会人が働きながら学べるよう、平日夜間・休日の開講や低廉な受講料設定など、受講しやすい環境とすべき。
- ・将来的には、在校生や卒業生に対して活動経費を支援するなど、教育プログラムで培った創造性をビジネスの現場で実践するための機会(展示会で成果発表等)が与えられるよう検討するべきではないか。